

7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

(1) 基本的な考え方

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について評価を行うことであり、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価されるものです。したがって、その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されます。

そこで、最終評価のみではなく、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価できる事項についても評価を行っていきます。

なお、評価方法としては

- ①「個人」を対象とした評価方法
- ②「集団」としての評価方法
- ③「事業」としての評価方法

それぞれについて評価を行うとともに、事業全体を総合的に評価します。

(2) 具体的な評価

ストラクチャー (構造)	保健指導に従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質等）、保健指導の実施にかかる予算、施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況
プロセス (過程)	保健指導の実施過程、すなわち情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、保健指導実施者の態度、記録状況、対象者の満足度
アウトプット (事業実施量)	健診受診率、保健指導実施率、保健指導の継続率
アウトカム (結果)	肥満度や血液検査などの健診結果の変化、糖尿病等の有病者・予備群、死亡率、要介護率、医療費の変化

(3) 評価の実施責任者

評価の実施責任者は次表のとおりとします。

評価の対象	実施責任者	備考
個人に対する保健指導	保健指導実施者	委託事業者を含む
集団に対する保健指導	保健指導実施者及び医療保険者	保健指導実施者に対する研修実施者及び委託先も責務を持つ
事業としての保健指導	医療保険者	事業を企画する立場の者
最終評価	医療保険者	

なお、保険運営の健全化の観点から、必要に応じ、田村市国民健康保険運営協議会に報告します。

8. その他

健康増進法及び介護保険法で実施している、がん検診及び介護保険生活機能評価については、国民健康保険加入者に対しては、同時に実施します。

また、田村市国民健康保険以外の被用者保険被扶養者等の特定健康診査、特定保健指導の委託を受けた場合については、今後の国民健康保険事業の実施状況を加味して対応を図ることとします。